

## 安来市商業再生支援対策事業

中山間地域、中心市街地など特に商業の活性化を図る必要がある地域において、住民生活に必要な商業機能を確保するとともに、快適な買い物環境の創出による地域経済の活性化を推進するための事業を支援します。

区分	対象区域	内容	助成対象者	補助率	補助限度額
空店舗活用事業	中山間地域 中心市街地 観光商店街	まちづくりの観点上、空店舗の解消が急務とされる地域における空店舗の活用を支援します。  (1)空店舗へ出店するために必要な改装費及び家賃  (2)空店舗を活用したインキュベータ施設又は実験店舗とするための改装費	中小企業者、NPO、組合・団体、商工会議所・商工会等、地域コミュニティ  (中山間地域は、NPO、社会福祉法人、地域コミュニティは対象外)	(1)改装費 補助対象経費の1/2以内	(1)240万円
				内県1/4以内	120万円
				家賃 2/3以内	月額10万円 (24月上限)
				内県1/3以内	5万円
				(2) 補助対象経費の1/2以内	(2)1,000万円
内県1/4以内	500万円				
商業環境整備事業	中山間地域 中心市街地 観光商店街	街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備を支援します。	組合・団体、商工会議所・商工会等 (中山間地域は、NPO、社会福祉法人、地域コミュニティは対象外)	補助対象経費の1/2以内	1,000万円
				内県1/4以内	500万円
中山間地域商業機能維持・向上事業	中山間地域	中山間地域において商業の機能を維持させるため、無店舗地区への店舗(食料品、日用品を扱うもの)の設置・改修、店舗設備の設置・更新、移動販売車の整備に係る支援を行います。	中小企業者、組合・団体、商工会議所・商工会等	補助対象経費の1/2以内	500万円
				内県1/4以内	250万円
商業活性化提案事業	中山間地域 中心市街地 観光商店街	地域商業活性化及び買い物環境の維持・向上を目的とした魅力的で実践的な事業に要する経費。ただし、事業内容の全てを第三者に委託する場合を除く。	中小企業者、NPO、組合・団体、商工会議所・商工会等	補助対象経費の3/4以内	150万円 (補助効果が広域に及ぶ場合は300万円)
				内県2/4以内	100万円 (広域200万円)